

第1章 看護部長調査

I. 回答病院の概要

調査対象は19病院であるが、それぞれの項目ごとに回答数が異なるため、19病院に満たない場合は回答の得られた病院数を記載している。

1. 病院の状況

1) 稼働病床

回答の得られた19病院のうち、無回答の1病院を除いた18病院の稼働病床数は、「750床未満」「750～1,000床未満」がそれぞれ7病院、「1,000床以上」4病院であり、平均は811.8床となっていた。

また、病床の稼働率は、「80%未満」「80～90%未満」がそれぞれ2病院、「90～100%未満」5病院、「100%」9病院であり、平均は94.9%となっていた。

2) 受入れ患者

2010年1月から12月までの患者の受入れ状況は以下の通りである。

一般病床の平均在院日数は「12日未満」「12～13日未満」がそれぞれ2病院、「13～14日未満」4病院、「14～15日未満」3病院、「15～16日未満」「16～17日未満」がそれぞれ2病院、「17日以上」4病院であり、平均は14.6日となっていた。

入院件数に関する質問に回答の得られた15病院について、1か月間の平均入院件数は「1,000件未満」2病院、「1,000～1,200件未満」3病院、「1,200～1,400件未満」5病院、「1,400～1,600件未満」3病院、「1,600件以上」2病院となっていた。

平均入院件数のうち、1か月間の緊急入院件数は「100件未満」「100～200件未満」「200～300件未満」がそれぞれ2病院、「300～400件未満」が1病院、「400～500件未満」5病院、「500件以上」3病院となっていた。また、入院件数に占める緊急入院件数の割合をみると、「10%未満」「10～20%未満」がそれぞれ3病院、「20～30%未満」1病院、「30～40%未満」7病院、「40%以上」1病院となっていた。さらに、1か月間の夜間緊急入院件数は「50件未満」が2病院、「50～100件未満」5病院、「100～150件未満」1病院、「150～200件未満」2病院、「200件以上」5病院となっていた。

また、1か月間の救急車受入れ件数については「100件以下」が3病院、「100～200件未満」4病院、「200～300件未満」「300～400件未満」「400～500件未満」「500件以上」がそれぞれ3病院であり、平均は287.3件となっていた。

2. 看護職の状況

1) 看護職の正規職員の人数

看護職の正規職員の実人数の平均をみると、フルタイム勤務が754.1人、短時間勤務が11.5人となっていた。なお、それぞれの回答病院数は19病院、18病院である。また、正規職員に占める短時間勤務の割合は1.6%となっていた。

次に、回答のあった18病院の数値をまとめて算出した全体の看護職の正規職員の構成割合は、女性93.1%、男性6.9%、20歳代48.5%、30歳代30.6%、40歳代13.1%、50歳

代 7.3%、60 歳代以上 0.6%となっていた。さらに、正規職員に占める休職者の割合は 5.4%であり、内訳は産休 1.2%、育休 3.5%、それ以外の休職 0.6%、長期研修 0.2%であった。

また、回答のあった 17 病院でみた看護職の平均年齢は「30 歳未満」3 病院、「30 歳～32.5 歳未満」4 病院、「32.5～35 歳未満」6 病院、「35 歳以上」4 病院となっていた。

2) 看護職の正規職員の平均勤続年数

看護職の正規職員の平均勤続年数は「7～8 年未満」が 5 病院、「11～12 年未満」4 病院、「6～7 年未満」3 病院、「4～5 年未満」「8～9 年未満」「12 年以上」がそれぞれ 2 病院、「10～11 年未満」は 1 病院となっていた。

3) 直近 3 年間の常勤看護職員の離職率

日本看護協会の調査による常勤看護職員の離職率の全国平均は 2007 年度 12.6%、2008 年度 11.9%、2009 年度 11.2%であり、全国平均と本調査の結果を年度ごとに比較すると、2007 年度は 6 病院、2008 年度は 7 病院、2009 年度は 8 病院が全国平均を上回る離職率となっていた。また、経年変化をみると、3 年連続で離職率が低下した病院は 6 病院、反対に 3 年連続で増加した病院は 5 病院となっていた。

3. 看護職の労働状況

1) 1 週間当たり所定労働時間

就業規則で定められた 1 週間当たり所定労働時間は「37.5～38.0 時間未満」が 3 病院、「38.0～38.5 時間未満」2 病院、「38.5～39.0 時間未満」7 病院、「39.5～40.0 時間未満」3 病院、「40.0 時間」4 病院となっていた。

2) 1 か月間の時間外労働時間数

非管理職の看護職について、2010 年 11 月の 1 か月間の平均の時間外労働時間は「6～7 時間未満」「9～10 時間未満」「11～12 時間未満」がそれぞれ 3 病院ずつ、「3～4 時間未満」「10～11 時間未満」「12～13 時間未満」がそれぞれ 2 病院ずつなどとなっていた。なお、当該月は 30 日間のうち、国民の祝日が 2 日、土曜日、日曜日が各 4 日ある。

3) 週休形態

週休形態についてみると、「完全週休 2 日制 (1 週に必ず 2 休)」が 5 病院、「何らかの週休 2 日制 (4 週 8 休)」10 病院、「月 3 回週休 2 日制」「月 2 回週休 2 日制」がそれぞれ 2 病院となっていた。

4) 所定年間休日日数

回答の得られた 14 病院について、就業規則で定められた所定年間休日日数は、「120～125 日未満」が 7 病院、「110～115 日未満」3 病院、「95～100 日未満」2 病院などとなっていた。

5) 年次有給休暇の取得率

回答の得られた 18 病院について、2009 年度の看護職の正規職員の年次有給休暇の取得日数を前年度からの繰り越し分を含まない付与日数で除して算出した年次有給休暇の取得率をみると「20%未満」が 3 病院、「20～40%未満」4 病院、「40～60%未満」7 病院、「60～80%未満」「80～100%未満」がともに 2 病院となっていた。

6) 夜勤手当

1 勤務当たりの夜勤手当の平均をみると、三交代制の深夜勤で 3,859 円（17 病院）、準夜勤で 3,252 円（17 病院）、二交代制の夜勤で 7,171 円（10 病院）となっていた。なお、夜勤手当は 22 時から 5 時までの深夜業増額部分を除いた、病院の支給基準額（定額部分）のみである。

4. 夜勤・交代制勤務にかかわる状況

1) 「定期健康診断」の実施

夜勤・交代制勤務をしている看護職に対する「定期健康診断」の実施について、「年に 2 回実施している」が 16 病院、「年に 1 回実施している」2 病院、「その他」1 病院となっていた。

2) 労働基準監督署の許可要件に対する当直の状況

当直の状況については、回答の得られた 8 病院すべてが許可要件に「沿っている」と回答しており、当直の勤務実態が定時的巡視・緊急の電話うけ・非常事態に備えての待機程度の軽度のものであるとしている。

3) 夜勤・交代制勤務に関するスタッフの相談体制の有無

夜勤・交代制勤務に関して、時間を減らす、回数を減らす、間隔をあける、体制を変更する等のスタッフの相談体制（組合は除く）が、「ある」のは 11 病院、「ない」は 7 病院、1 病院は無回答となっていた。

4) 夜勤の減免制度

夜勤の減免制度について、減免の対象となる理由ごとに実施している病院をみると、「健康状態」が 17 病院、「年齢」7 病院、「妊娠中の母性保護」19 病院、「育児（3 歳未満）」18 病院、「育児（3 歳から就学前）」16 病院、「育児（学童）」が 3 病院、「介護」14 病院、「通学」7 病院となっていた。

5) 勤務計画表の作成・支援ソフトウェア

勤務計画表の作成に導入している作成・支援ソフトウェアについて、全病棟で導入している病院は 17 病院となっており、導入した時期は、「5 年前未満」が 3 病院、「5～10 年前未満」4 病院、「10 年以上前」10 病院となっていた。

また、ソフトウェアによる勤務表の作成と勤怠管理、給与計算のシステムが連動している病院はそれぞれ 9 病院、6 病院となっていた。

6) 看護師長に対する勤務計画表作成に関する支援や教育の実施

看護師長に対する勤務計画表作成に関する支援や教育の実施状況をみると、「勤務表作成マニュアルの配布」「新たに着任した看護師長への個別指導」がともに 18 病院、「夜勤の禁忌・減免内容の説明」19 病院、「看護師長の相談相手となる担当者の明示」17 病院となっていた。

7) スタッフに対する夜勤・交代制勤務に関する支援や教育の実施

スタッフに対する夜勤・交代制勤務に関する支援や教育の実施状況をみると、「夜勤・交代制勤務表作成基準の趣旨・内容の説明」「夜勤・交代制勤務に対応するための生活上の

留意点」「夜勤終了後の安全な帰宅手段の確保」がともに 17 病院、「夜勤・交代制勤務の健康に対するリスク」が 14 病院となっていた。

8) 研修受講の有無

14 病院の看護部長が管理職となってから、夜勤・交代制勤務に関する研修を「受けたことがある」と回答していた。同様に、17 病院の看護部長が労働基準法・労働安全衛生法に関する研修を「受けたことがある」と回答していた。

9) 労働安全衛生委員会の開催の有無

労働安全衛生委員会の開催について、2010 年 4 月から 11 月までの間で「毎月開催されている」病院は 15 病院、「毎月ではないが開催されている」は 4 病院となっていた。

10) 労働時間、夜勤等に関する労使協定の締結状況

労使協定の締結当事者となる「労働者代表」について、「職員の過半数で組織する労働組合」「職員の過半数を代表する過半数代表者」と回答した病院はともに 9 病院となっていた。

また、労働組合あるいは労使委員会の開催状況は、「年 2 回以上定期的に開催されている」が 11 病院、「年 1 回程度開催されている」5 病院、「開催されていない」3 病院となっていた。

さらに、労使協定を締結している病院数をみると、「時間外労働・休日労働に関する協定（36 協定）」が 17 病院、「看護職員の夜勤に関する協定」7 病院、「有給休暇の計画的取得に関する協定」は 1 病院となっていた。